

事務連絡
令和7年6月4日

各都道府県 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について（依頼）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険における第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）への制度の周知につきましては、これまでも「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について（依頼）」（令和6年3月29日付老介発0329第2号）等により、周知に御協力いただいているところです。

第2号被保険者は、保険料負担をはじめ、制度の大きな支え手となっており、介護保険制度へ理解をいただくことが重要であります。また、第2号被保険者は、自らが加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で介護が必要となった場合にサービスを受けることができるとともに、自らの親が介護状況になる可能性が高まる世代であり、介護保険制度を利用することで、ご家族の介護の負担軽減や介護を理由とする離職の防止につながることも考えられます。

今般、「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について（依頼）」（令和6年3月29日付老介発0329第2号）において日本語版リーフレットを更新したことを踏まえ、多言語対応版リーフレット（英語版、中国語版、韓国語版、ベトナム語版、スペイン語版、ポルトガル語版、タイ語版、インドネシア語版、タガログ語版及びネパール語版）を更新するとともに、新たにミャンマー語版も作成いたしました。

つきましては、貴管内の国民健康保険の保険者及び関係団体において、40歳に到達し保険料の徴収が開始される方をはじめ、第2号被保険者へ介護保険制度を周知することについて、引き続き特段の御配慮及び御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、最新版のリーフレットにつきましては、厚生労働省のホームページにも公開しております。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html)